

はだの 農業委員会だより

第145号
令和4年11月発行

編集・発行
秦野市農業委員会

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
TEL 0463-82-9654
E-mail noui@city.hadano.kanagawa.jp



写真はざる菊です。ざる菊は10月下旬～11月ごろに開花し、黄色、赤、白、ピンクなど、様々な色の花を咲かせます。

一株に数千の小菊がつき、ざるを伏せたような形をしていることが名前の由来とされています。写真は戸川公園で撮影したのですが、市内でも各所で目にすることが出来ます。

おもな内容

- | | | | |
|--------------|---|-------------|---|
| ■ 要望書を市長に提出 | 2 | ■ 相談コーナーほか | 5 |
| ■ 農地中間管理事業ほか | 3 | ■ カメラスケッチほか | 6 |
| ■ 農家の声 | 4 | | |

「令和5年度秦野市農林業施策 並びに予算に関する要望書」 を市長に提出

8月10日、秦野市農業委員会は、「令和5年度秦野市農林業施策並びに予算に関する要望書」を、秦野市長に提出しました。この要望は、農業者の意見や考えを市政に反映できるよう、農業委員等を通じて農家の皆様から寄せられた意見・要望を取りまとめたものです。

当日は、宮村会長をはじめとする運営委員が出席しました。市長との懇談会では、秦野の農業の現状について意見交換が行われました。

一 農地の保全・有効 利用対策について

農業を取り巻く様々な問題から、荒廃・遊休農地は増加する傾向にあるが、将来に向

二 担い手・経営対策 について

かつて優良農地として確保・保全し有効利用が図られるよう、新たに1件を追加し、計9件の施策を要望。

農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しているが、農業者以外の方が農業に高い関心を示すなど、農業をめぐる環境は変化しつつあるため、状

三 地域の活性化対策 について

地域の特性を生かした農業振興と、生産者を身近に感じられる地産地消の推進など、秦野らしい農業を実現するため、計7件の施策を要望。

子ども食堂の設置などによる流通に乗らない農産物の提供体制を構築し、食品ロスの削減や若年世代の食育の推進を図ること。(継続) など。

況の変化に柔軟に対応し、担い手確保対策と農業経営の安定のため、2件の施策を要望。(継続)



▲右から向原委員、桐山委員、宮村会長、高橋市長、村上委員、須藤委員

四 有害鳥獣対策について

農作物への被害、それに伴う農業者の営農意欲の低下及び荒廃・遊休農地の発生要因となつている有害鳥獣について、その撲滅に向けた更なる対策を講じるよう、9件の施策を要望。

● 捕獲した鳥獣の焼却施設及び減容化施設を市内に整備すること。(継続)

また、野生鳥獣の加工処理施設を建設し、ジビエを活用した有害鳥獣対策を構築すること。(継続)

● 鳥獣捕獲専従員を配置すること。(継続)

● 里地里山の整備等、有害鳥獣を農地から遠ざけ農業被害を予防する対策を講じる事。(継続)

● 鳥獣被害の広域化を防止し、効率的な鳥獣被害対策を講じるため、県や近隣自治体等との連携を図ること。(継続)

● 有害鳥獣の個体数抑制を推進するために、ハンター及び捕獲檻管理者に対する報奨制度を作ること。(継続) など。

農地中間管理事業

農地中間管理

事業とは？

農業振興地域内の農地を対象に、農業をやめる方や農業の規模を縮小する方（出し手農家）から、農地中間管理機構（公益社団法人神奈川県農業公社）が農地を借り受け、規模拡大や新規参入を図る方に貸し付けることにより、農地の集積・集約化を進める事業です。農地の借受・貸付希望は、随時受け付けています。

**出し手には、
様々なメリットが
あります！**

●経営転換協力金

経営廃止や経営転換などに伴い、所有する全農地（10アール未満の自作地は残せません。）を農地中間管理機構に貸した場合に支払われます。

●貸付で固定資産税が半額になる

所有する全農地（10アール未満の自作地は残せません。）を農地中間管理機構に次のとおり貸し付けたときは所定の期間、固定資産税が半額になります

- 10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは3年間
- 15年以上の期間で貸し付けたときは、5年間

お問い合わせ

農業振興課

☎82-9626



遊休農地をなくそう!

利用意向調査にご協力ください

農業委員会では、農地の利用状況調査を8月から9月にかけて実施しました。この調査で新たに見つかった遊休農地と思われる農地の所有者に対し利用意向調査を実施する予定です。

この調査では、所有者に対して今後の農地利用の意向を確認します。①農地中間管理機構（公社）を利用する、②自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う（利用権を設定し担い手等への貸付を行うなど）③自ら耕作・管理する（している）等の項目を用意しますので該当する項目を選んで回答してください。

なお、調査時に休耕だったり次の作付の準備前だったりする場合に遊休農地と見えてしまい、利用意向調査票を送付することがありますので予めご了承ください。

遊休農地が発生すると、その農地だけではなく周辺の農地の悪化につながります。雑草・竹の繁茂、種子の飛散、病害虫の発生、有害鳥獣のみなどがあげられます。また、タバコ・放火による火災の発生、不法投棄、悪臭の発生など近隣住民に対する生活環境衛生上においても問題が出る恐れもありますので、農地は遊休化させず、適正に管理するようにお願いします。

それが難しい場合は、担い手等への貸し付けを考えてみてください。上記の農地中間管理事業のほか、農業委員会の農地銀行制度などがありますので、ご相談ください。

農 業 者 年 金 に加入しませんか？

農業者年金は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保を目的とする公的年金制度で、次の全ての条件を満たせばどなたでも加入できます。

- ・年間農業従事日数が60日以上
- ・60歳未満の方
- ・国民年金1号被保険者であること



- ◎確定拠出型の年金で、次の長所があります。
- ・年金額が加入者数・受給者数に影響されない。
 - ・保険料は全額控除対象。
 - ・保険料の国庫補助（一定の要件が必要）。

★お問い合わせ

農業委員会事務局 ☎82-9654
はだの都市農業支援センター ☎81-7800

農家の声



私と農業

村上 ゆき江(堀山下)



私と農業の関りあいは、水耕ミツバ栽培から始まり、次にミニトマト専業、そして今に至ります。今は大玉トマトとミニトマトを少し作っています。トマト専業になって今年で、30数年たちました。堀山下の大倉入口のそばの温室の横に作業場と直売所を始めから同年くらい経ちます。年々暑さが酷くなっているのを直接温室の中で感じながら仕事をしています。毎年のように今年が暑い去年より暑いねというのが口ぐせのように言っていました。トマトの直

売所は7月末より10月末まで長い夏休みの状態でその間でもトマトを買いに来てくれる方がいますが、うちは夏はトマトを作っていないと話すと残念がっていたら、収穫が始まったら来ますと言って帰られる方もいられます。閉めている間もトマトの苗の芽かき、下葉をとり、誘引、摘果等の作業のくり返しになります。よい品物よい品質を保つにはかせない仕事です。収穫が始まる前のこの時期は忙しいけれども、楽しみにしている期間でもあります。この期間には旅行に行ったりして気分転換をすることになっています。

最盛期になると、朝5時に起きてヘッドライトを付け収穫することもあります。午前中に1つずつ糖度計にのせて糖度を測り糖度別に袋に入れて出荷準備をして市場その他の出荷先にもって行きます。1玉ずつのせるので多い時

はパートさんを入れて5人で作業をしても午前中で終わるかどうかがうちの時間になります。数年前から直売所は平日は午後開けることにしました。それでも遠くから出かけて来てくださりおいしいと言ってもらえて、励みになっていきます。年齢を重ねてくると体調と相談して動くようになりました。若いころとは違いだんだんに痛みが出てくるようになってきます。それでももう少し頑張っていけたらと思っています。

先輩のことば

平井 徳善(北矢名)



昭和36年農学校を卒業。農業に就き60余年、農業者になり会合等に出る機会も増えました。その中で言われた「百

姓は何年、何十年働いても毎年1年生だよ」という言葉を今でも思い出します。真にそのとおりだと思っております。逆に毎年1年生の気持ちで耕作しないの良いものは出来なと思います。

卒業した年に「たばこ」を父親から受け継ぎました。農学校では特用作物で勉強したため、近くに「たばこ作りの名人」と呼ばれる方にノートを持って教わりに行きました。名人は「作物の顔を見て作物に教わる」のだと言われました。

たばこは昭和45年で終わりにりましたが、たばこ作をしながら植えたみかんが10年目になり、木は成り始めたので良かったと思えました。

昭和48年、みかん大豊作。価格が大暴落し値が元に戻らない秦野では直売で凌ぎ、農協の直売所も出来たため助かりました。

48年に梨栽培を始め1年生の気持ちで栽培しました。良く出来て県の立毛品評会に毎年入賞出来ました。梨の直売

を初めて買いに来られた人にブドウは無いかと聞かれたのをきっかけにブドウ栽培を始め、キウイも同時に栽培を始めました。振り返るとタバコの後作にソバも作っていましたが、農学校の先生から「これからは洋食の時代だ。正月用にキャベツを作れ」と言われ作り始め、耕運機で台町の市場に運び1年2年は普通の値でしたが、3年目には20アール作付けたものが超高値で取引されました。その後大根のたばこ農家が多数見に来られ、父親が栽培方法を書けと言いました。「大根地区は昔からそうした所だ」と言うので5枚くらい栽培方法を書き、父親がそれを配ったところ、翌年は市場にキャベツが多く並びました。

長年農業で働いてきました。みかんを60年、梨を50年、ブドウ、キウイを40年栽培し今日に至ります。もうじき傘寿を迎えますが、元氣な限り続けていこうと思っています。今後ともよろしく願います。

相談コーナー

Q 市街化区域内の農地を
買ったり借りたりする
場合にも、農地法の許可は必
要ですか？



A 都市計画法に基づく市
街化区域とは、計画的
に市街化を図るべき区域とし
て設定されるものです。その
設定にあたっては、市街地と
しての都市的土地利用と農業
上の土地利用との調整を図る
必要があるため、国土交通大
臣と農林水産大臣が協議する
ことになっていきます。このよ
うな市街化区域の性格から、
市街化区域内の農地を転用す
る場合、農業委員会に対し届
出をすれば足りることとなっ
ています。



一方で、市街化区域内の農
地であっても、農地として利
用され、転用されるまでは、
都市住民に対する野菜等の供
給など、重要な役割を果たす
ものも相当あります。そのた
め、市街化区域内の農地を耕
作目的で買ったり、借りたり
する場合も、農業上効率的に
利用される必要があるため、
農地法第3条の許可を受ける
必要があります。

詳しくは農業委員会事務局
にお問合せ下さい。

農業委員会事務局
☎82-9654



支援センター通信

**荒廃農地解消
事業啓発活動**

今年度も、荒廃農地解消市民ボラン
ティアの会では、除草、耕うん、整地
等を行い、堀山下地区内の遊休農地約
32アールを解消しました。

今年度は、農地の一部でジャガイモ
を栽培し、11月3日の文化の日に開催
された第43回秦野市市民の日で、ジャ
ガイモの販売や活動のPRを行いました。
ボランティアは随時募集しています
ので、ご希望の方は支援センターまで
ご連絡ください。

はだの都市農業支援センター

☎81-7800



▲解消活動の様子

農業委員会活動報告

(令和4年7月〜令和4年10月)

●総会

7月25日、8月25日、

9月26日、10月25日

●運営委員会

7月12日、8月10日

9月14日、10月17日

審議案件	件数	面積(㎡)
耕作目的の売買・貸借 (3条許可)	4	7,287
市街化調整区域の転用 (4・5条許可)	5	5,941
市街化区域内の転用 (4・5条届出)	68	35,231
利用権の設定	10	22,158
相続税納税猶予	4	8,604



カメラスケッチ



▲収穫体験の様子



▲収穫間際の農園



青パイヤ収穫体験実施

10月1日(土) 戸川地内で、本市初となる青パイヤの収穫体験が実施されました。本市では、JAはだの、秦野市、秦野市農業委員会からなる「はだの都市農業支援センター」を中心に、昨年5月から青パイヤの特産化を目指し、様々な取り組みを行っています。

収穫体験には8組16人が参加。参加者は、それぞれ好みの形や大きさのものを選んで収穫。農に関心のある人たちに、青パイヤの魅力を知ってもらい、特産化をさらに推し進めていくことが狙いです。今後もJAと市が協力し、生産支援に力を入れていきます。

全国農業新聞

全国農業新聞は、最新の農業情勢の提供と解説、先進農家の経営紹介、農業入門など読んで役立つ情報が満載です。

- 毎週金曜日発行
- 購読料700円
- お申し込みは、
農業委員、推進委員、または事務局まで。

農業委員会事務局

☎82-9654

編

集

後

記

師走も近づき、気づけば日足もすっかり短くなりました。陽だまりの恋しい季節となりましたが、農家の皆さま、元気でいらっしゃいますか。社会情勢は依然として不安定で、その煽りを受け苦勞している方も多いと思います。今年も残りわずかとなりましたが、何事もなく新年を迎え、来年こそは安穏な一年になることを望んでいます。

(農業委員 宮村 俊男)